

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により高知市森林整備計画を樹立したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該高知市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、高知市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、高知市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 6 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 縦覧場所

高知市鏡小浜 7 番地
高知市役所農林水産部鏡地域振興課

2 縦覧期間

令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 7 日まで
（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）